

令和2年度
人事行政の運営等の状況

とちぎ広域消防事務組合

人事行政の運営等の状況を公表します。

職員の任用や給与などの状況について、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例第8条第2項により準用する帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表します。

人事行政の運営等の状況

とちぎ広域消防事務組合

1 職員の任命及び職員数に関する状況

消防力の維持、行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度を活用しています。

(1) 職員の採用の状況

令和元年度は12名採用しました。

(2) 再任用職員の状況

令和元年度は14名（うち短時間勤務職員7名）採用しました。（派遣職員を含む。）

※ 再任用制度・・・定年退職した職員を、任期を定めて再雇用し、公務で培った知識や経験を広く活用する制度です。

(3) 職員の退職の状況

令和元年度における職員の退職状況は、下表のとおりです。（派遣職員を含む。）

退職種別	人数（人）
定年退職	11
勲奨退職	1
自己都合退職	7
その他（死亡、免職、失職）	0
合計	19

(4) 年齢別職員構成の状況（派遣職員を含む。）

（令和元年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
職員数（人）	7	91	143	100	90

40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	合計
93	86	31	46	10.5	697.5

※ 再任用職員のうち短時間勤務者は0.5として計上

(5) 所属別職員構成の状況（派遣職員を含む。）

※各年4月1日現在

区分		職員数（人）		対前年比増減数
所属		令和元年度	令和2年度	（人）
事務局		2	2	—
消防局	局長	1	1	—
	局次長	2	2	—
	総務課	14	14	—
	消防救助課	11	11	—
	救急企画課	5	5	—
	情報指令課	23	23	—
	予防課	9	9	—
帯広消防署		192	192	—
音更消防署		52	52	—
士幌消防署		18	18	—
上士幌消防署		17	17	—
鹿追消防署		16	17	1
新得消防署		21	21	—
清水消防署		31	28	▲3
芽室消防署		31	32	1
中札内消防署		17	17.5	0.5
更別消防署		18.5	19	0.5
大樹消防署		20	19	▲1
広尾消防署		27	26	▲1
幕別消防署		53	53	—
池田消防署		20	20	—
豊頃消防署		17	17	—
本別消防署		22	22	—
足寄消防署		23	23	—
陸別消防署		15	16	1
浦幌消防署		20	21	1
合計		697.5	697.5	0

※ 再任用職員のうち短時間勤務者は0.5として計上

(6) 職員の職位別職員数の状況（派遣職員を含む。）

※各年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数		構成比
		令和元年度 (人)	令和2年度 (人)	
8級	消防正監、特に困難な業務を行う消防監 又は局長の職務	2	2	0.29%
7級	消防監、特に困難な業務を行う消防司令長 又は次長の職務	3	3	0.43%
6級	消防司令長又は課長の職務	37	38	5.45%
5級	消防司令又は課長補佐の職務	68	69	9.89%
4級	消防司令補、係長又は主査の職務	155	156	22.37%
3級	消防士長、主任又は主任専門員の職務	134	138	19.78%
2級	消防副士長、主任補又は専門員の職務	134.5	143	20.50%
1級	消防士又は係員の職務	164	148.5	21.29%
合 計		697.5	697.5	100%

※ 再任用職員のうち短時間勤務者は0.5として計上

2 職員の給与の状況

組合職員の給与等については、組合の給与条例に基づいており、毎年見直しや点検がされています。

組合構成19市町村からの派遣職員については、派遣元で給与を支給しています。

※（2）以降については、派遣職員を除いています。

（1）職員費の状況（令和元年度一般会計決算）

区分	歳出額（A）	実質収支	職員費（B）	職員費率（B/A）
	千円	千円	千円	%
令和元年度	6,740,152	204,078	5,439,901	80.71

（2）職員給与費の状況（令和元年度一般会計決算）

区分	職員数 （A）	給与費				1人あたり給与費 （B/A）
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
		千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	496	1,674,120	905,688	688,627	3,268,435	6,590

（3）職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額及び初任給の状況（令和元年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
36.6 歳	279,833 円	353,539 円

初任給については、組合構成19市町村の給与条例により決定されています。

※ 平均給料月額は職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額は給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

（4）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

とちぎ広域消防	国
一人当たり平均支給額（令和元年度） 1,388千円	—
（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 （1.45月分）（0.90月分）	（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 （1.45月分）（0.90月分）
（加算措置の状況） 職務の級による役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当

職員の退職手当については、北海道市町村職員退職手当組合に加入し、退職手当組合から支給されています。

組合構成19市町村からの派遣職員については、派遣元市町村の支給方法によります。

区分		(支給率)			
		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
北海道市町村職員退職手当組合	自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	勸奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			
国	自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	勸奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			

③ 地域手当 (令和元年4月1日現在)

該当なし

④ 時間外勤務手当 (令和元年度決算)

支給実績	職員1人当たり平均支給年額
102,789 千円	245 千円

⑤ 特殊勤務手当（令和元年度決算）

次の各区分に勤務している職員に対し、該当する手当を支給しています。

ア 第1区分 音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町

イ 第2区分 新得町、清水町及び芽室町

ウ 第3区分 中札内村、更別村、大樹町及び広尾町

エ 第4区分 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町

オ 第5区分 本別町、足寄町及び陸別町

支給実績	31,436	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	92	千円
職員全体に占める手当て支給職員の割合	68.89	%

区分	種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
第1区分	災害出動手当	1回	500円	火災又は救助のため出動した職員
	深夜勤務手当	1回	1,000円	深夜における正規の勤務時間が5時間を超える職員
		1回	700円	深夜における正規の勤務時間が2時間以上、かつ、5時間以下の職員
		1回	400円	深夜における正規の勤務時間が2時間未満の職員
	救急出場手当	1回	300円	救急業務のため救急車等で出場した職員
	分遣所勤務手当	1回	1,000円	分遣所において夜間を通して勤務した職員
第2区分	災害出動手当	1回	400円	災害に出動した職員
	救急出動手当	1回	400円	救急業務に出動した職員
	隔日勤務手当	1回	1,500円	勤務を要する日を隔日勤務形態に割り振られて勤務した職員
第3区分	深夜勤務手当	1回	730円	深夜における正規の勤務時間が3時間以上の職員
		1回	410円	深夜における正規の勤務時間が3時間未満の職員
	災害緊急援助等業務手当	1日	1,080円	5日未満の緊急消防援助隊活動に従事した消防吏員
		1日	840円	構成市町村以外の地域における災害応急対策に係る業務に従事した職員

第4区分	災害手当	1回	400円	災害業務に従事した職員
	深夜勤務手当	1回	500円	深夜にわたり正規の勤務時間を勤務した職員
	救急救助業務手当	1回	300円	救急救助業務に従事した職員
	分遣所勤務手当	月額	10,000円	分遣所において常駐し、消防業務に従事し勤務した職員
第5区分	消防業務手当	月額	11,500円	災害、その他危険業務に従事した消防吏員

⑥ その他の手当（令和元年度決算）

職員の勤務する構成19市町村の給与条例を準用して支給しています。

手当名	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	千円 79,074	千円 259
住居手当	千円 85,913	千円 219
通勤手当	千円 12,971	千円 88
管理職手当	千円 38,075	千円 490
単身赴任手当	千円 720	千円 360
寒冷地手当	千円 52,721	千円 107
休日勤務手当	千円 137,516	千円 452
夜間勤務手当	千円 9,905	千円 88
管理職員特別勤務手当	千円 1,581	千円 149

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分（国も一週間当たり38時間45分）と定められており、毎日勤務者と隔日勤務者とで勤務体系が異なります。

毎日勤務者は、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時45分から17時30分までが勤務時間（休憩時間を除く。）となっています。隔日勤務者は8時45分から翌日の8時45分までの24時間のうち、休憩時間や深夜の仮眠時間を除く15時間30分が勤務時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇、特別休暇、介護休暇などがあります。

名称	内容
年次有給休暇	心身の疲労を回復し、労働力の向上を図ることを目的とした有給休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することが出来ない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とした有給休暇です。
特別休暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員または父母などの親族が負傷、疾病または老齢などにより2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合には、特別休暇を取得することができます。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は、10.4日となっています。

(4) 育児休暇等の取得状況

令和元年度中に育児休業を取得した職員は男性0名、女性2名となっています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和元年度）

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行ないます。

令和元年度は、分限処分はありませんでした。

(単位：件)

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績の不良	—	—	—	—
心身の故障	—	—	—	—
適格性を欠く	—	—	—	—
定数の改廃等	—	—	—	—
刑事事件での訴訟	—	—	—	—

(2) 懲戒処分の状況（令和元年度）

懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

処分件数は下記のとおりとなっています。

(単位：件)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反	—	—	—	—	0
職務上の義務違反 職務の怠り	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行	1	4	2	—	7
合計	1	4	2	0	7

5 職員のサービスの状況

職員が営利企業などに従事することは制限されていますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。

(令和元年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可 に関する許可申請	16	16

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 教育訓練の状況

令和元年度中に実施した教育訓練は以下のとおりです。

研修区分	内容	派遣者数 (人)	
北海道消防学校研修	初 任 教 育	20	
	専 科 教 育	警防科	3
		予防査察科	5
		危険物科	4
		火災調査科	12
		救急科	3
		救助科	3
	特 別 教 育	はしご自動車運用課程	0
		ポンプ操法指導員過程	0
		都市型救助課程	0
		大規模災害広域応援指揮課程	1
	幹 部 教 育	幹部科	4
	MC 関係特別教育	気管挿管再認定講習	32
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡気管挿管講習	18
		処置拡大2行為講習	26
札幌市消防学校研修	現場指揮課程	0	
消防大学校研修	警防科	1	
	救助課	1	
	火災調査科	0	
	救急科	0	
	危機管理・国民保護コース	0	
	査察業務マネジメントコース	1	
合計		134	

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の状況は、条件附採用職員（新規採用職員）の正式採用時や昇格時、昇給時、期末・勤勉手当の支給時に実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会が、その他の事業の一部は、組合から委託を受けたとかち広域消防事務組合職員福利厚生会が実施しています。

(1) 共済組合・福祉協会の事業の状況

【共済組合】

区分	内容等
名称	北海道市町村職員共済組合
短期給付事業	職員やその家族の病気や怪我等に対し、療養の給付等を行う事業
長期給付事業	年金給付等を行う事業
福祉事業	職員やその家族の健康増進を図るため、各種資金の貸付け、貯金事業、検診事業等を行う事業

【福祉協会】

区分	内容等
名称	北海道市町村職員福祉協会
福利厚生事業	健康保持増進・保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う事業
医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う事業
貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付けを行う事業
福祉年金事業	退職金の運用を行い、年金方式による給付を行う事業
生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う事業

(2) 公務災害の発生状況

令和元年度中の公務災害は1件でした。

8 不服申し立て・措置要求

令和元年度は、不利益処分、勤務条件に関する措置や苦情処理はありませんでした。